

## 松江市長期優良住宅建築等計画等の認定等に関する要綱

平成 21 年 6 月 1 日

松江市告示第 241 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号。以下「法」という。）に基づく、長期優良住宅建築等計画及び長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）の認定の申請及び審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、法に定めのあるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定基準 法第 6 条第 1 項第 1 号から第 7 号までの基準をいう。
- (2) 住宅型式性能認定 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「品質確保法」という。）第 31 条第 1 項に規定する住宅型式性能認定をいう。
- (3) 認証型式住宅部分等 品質確保法第 40 条第 1 項に規定する認証型式住宅部分等をいう。
- (4) 特別評価方法認定 品質確保法第 58 条第 1 項に規定する特別評価方法認定をいう。
- (5) 認定申請対象住宅 法第 6 条第 1 項の認定を受けようとする長期優良住宅をいう。

(添付図書)

第 3 条 法第 5 条第 1 項から第 7 項までの規定に基づき長期優良住宅建築等計画等の認定を申請し、又は法第 8 条の規定に基づき認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更の認定の申請をする者（以下「申請者」という。）は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成 21 年国土交通省令第 3 号。以下「省令」という。）第 2 条第 1 項又は省令第 8 条に定める図書のほか、次の各号に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、当該各号に定める図書を市長に提出するものとする。

- (1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅 住宅型式性能認定書の写し
- (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅 型式住宅部分等製造者認証書の写し
- (3) 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成 21 年国土交通省告示第 209 号）第 3 に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合 長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書

(4) 次条各号のいずれかに該当する場合 当該各号に適合していることを証する図書

2 品質確保法第 59 条第 1 項に規定する登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。）を受けたときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書をもって前項第 3 号の図書に代えることができる。

3 省令第 2 条第 3 項の規定に基づき市長が不要と認める図書は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める図書とする。

(1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅で、住宅型式性能認定書の写しを添えたもの 当該認定書において明示することを要しない事項として指定されたもの

(2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅で、型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたもの 当該認証書において、明示することを要しない事項として指定されたもの

(認定基準等)

第 4 条 法第 6 条第 1 項第 3 号に規定する「良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること」を判断するための基準は、次のとおりとする。

(1) 認定申請対象住宅が次に掲げる計画が定められている区域内にある場合は、当該計画に適合するものであること。

ア 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 12 条の 4 第 1 項各号に規定する計画

イ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項に規定する景観計画

(2) 認定申請対象住宅が、次に掲げる土地の区域以外に建築される又は存するものであること。（市長が長期にわたって存続できると認めた場合は除く。）

ア 都市計画法第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設の区域

イ 都市計画法第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業の区域

(災害配慮基準)

第 5 条 法第 6 条第 1 項第 4 号に規定する「自然災害による被害の発生防止又は軽減に配慮されたものであること」を判断するための基準は、認定申請対象住宅が、次に掲げる区域に建築され、又は存するものでないこととする。ただし、宅地の安全化を図る開発行為等により、区域の指定が解除されることが決定している場合又は短期間の内に解除されることが確実と見込まれる場合及び市長が認定を受けて建築をしようとする長期優良住宅において長期にわたり良好な状態で使用するために必要な措置が講じられていると認める場合にあっては、

この限りでない。

- (1) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域
- (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域  
（取下げ届）

第 6 条 認定の申請をした者が、認定を受ける前に申請を取り下げるときは、取下げ届（様式第 1 号）1 部を市長に提出しなければならない。

（取りやめ届）

第 7 条 認定計画実施者は、認定に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめようとするときは、取りやめ届（様式第 2 号）1 部に認定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

（完了の報告等）

第 8 条 認定計画実施者（長期優良住宅建築等計画の認定を受けた者に限る。）は、認定を受けた長期優良住宅建築等計画の住宅の建築工事が完了したときは、認定計画に従って建築工事が行われたことについて建築士による確認を受け、速やかに工事完了報告書（様式第 3 号）1 部を市長に提出しなければならない。

2 法第 12 条の規定により市長から報告を求められた認定計画実施者は、認定長期優良住宅状況報告書（様式第 4 号）1 部を市長に提出しなければならない。

（認定しない旨の通知）

第 9 条 市長は、認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画等が認定基準に適合しない場合は、認定しない旨の通知書（様式第 5 号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

（承認しない旨の通知）

第 10 条 法第 10 条の規定により、地位の承継の承認の申請を承認しない場合は、承認しない旨の通知書（様式第 6 号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

（改善命令）

第 11 条 法第 13 条第 1 項から第 3 項までの規定による改善命令は、改善命令書（様式第 7 号）により行うものとする。

（認定の取消し）

第 12 条 法第 14 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定による認定の取消しは、認定取消通知書（様式第 8 号）により行うものとする。

2 法第 14 条第 1 項第 2 号の規定による認定の取消しは、認定取消通知書（様式第 9 号）に

より行うものとする。

(設計変更)

第 13 条 認定計画実施者は、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更（法第 8 条第 1 項の規定により長期優良住宅建築等計画等の変更の認定の申請を要するものを除く。）をしようとするときは、設計変更届（様式第 10 号）の正本 1 部及び副本 1 部に、当該変更の内容を示す図書を添えて市長に提出しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、長期優良住宅建築等計画等の認定等に必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成 21 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

取下げ届

年 月 日

（あて先）松江市長

届出者 住 所  
氏 名

次の認定の申請を取り下げるので、松江市長期優良住宅建築等計画等の認定等に関する要綱第 6 条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 申請年月日  
年 月 日
- 2 確認の特例の有無（法第 6 条第 2 項に基づく申出）  
有 無
- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 取下げ理由

※ 受付欄	※ 決 裁 欄	※ 認 定 番 号 欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

（注意） 1 ※印欄は記入しないでください。

2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第 2 号（第 7 条関係）

取りやめ届

年 月 日

（あて先）松江市長

届出者 住 所  
氏 名

認定長期優良住宅建築等計画等に基づく次の住宅の建築工事又は維持保全を取りやめたいので、松江市長期優良住宅建築等計画等の認定等に関する要綱第 7 条の規定に基づき、認定通知書を添えて届け出ます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日  
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（法第 6 条第 2 項に基づく申出）  
有 無（確認年月日・番号）
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 認定計画実施者の氏名
- 6 取りやめ理由

※ 受付欄	※ 決 裁 欄	※ 認定番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

（注意） 1 ※印欄は記入しないでください。

2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

工事完了報告書

年 月 日

（あて先）松江市長

報告者 住所  
氏名

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了しましたので、松江市長期優良住宅建築等計画等の認定等に関する要綱第8条第1項の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日  
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（法第6条第2項に基づく申出）  
有 無（確認年月日・番号 ）
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 認定計画実施者の氏名
- 6 認定長期優良住宅建築等計画に基づき、住宅の建築が完了したことを確認した建築士等  
【資格】（ ）建築士（ ）登録第 号  
【住所】  
【氏名】  
【建築士事務所名】（ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号  
【所在地】
- 7 工事中の軽微な変更の内容
- 8 建築確認済証の交付  
有 ・ 無（確認年月日・番号 年 月 日 第 号）

※ 受付欄	※ 決 裁 欄	※ 認定番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

（注意）1 ※印欄は記入しないでください。

2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

3 「7 工事中の軽微な計画変更の内容」は別紙とすることができます。

様式第 4 号（第 8 条関係）

認定長期優良住宅状況報告書

年 月 日

（あて先）松江市長

報告者 住 所  
氏 名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 12 条の規定により、報告の求めのあった認定長期優良住宅建築等計画等に基づく次の住宅の建築工事又は維持保全の状況について、松江市長期優良住宅建築等計画等の認定等に関する要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 認定計画実施者の氏名
- 5 建築又は維持保全の内容

--

※ 市町村受付欄	※ 決 裁 欄	※ 認定欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

（注意）1 ※印欄は記入しないでください。

2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第 10 号（第 13 条関係）

設 計 変 更 届

年 月 日

（あて先）松江市長

届出者 住所  
氏名

認定長期優良住宅建築等計画等について、計画を変更したいので、松江市長期優良住宅建築等計画等の認定等に関する要綱第 13 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日  
年 月 日
- 3 届出に係る住宅の位置
- 4 変更の概要  
（変更前）

（変更後）

※受付欄	※処理欄	※備考

（注意）

- 1 ※欄のある欄は記入しないでください。
- 2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。